

○袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

平成17年4月1日

告示第221号

(目的)

第1条 この告示は、土地利用事業の施行に関し、必要な基準を定めてその適正な施行を誘導することにより、施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良好な自然及び生活環境の確保並びに個性豊かな美しい景観との調和に努め、もって市の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土地利用事業 住宅、店舗、事務所、工場、研修若しくは研究施設、教育施設、医療施設、福祉施設、体育施設、遊戯施設、保養施設、運動若しくはレジャー施設、廃棄物の処理施設、駐車場、資材置場、墓園、太陽光発電設備等の建設又は土石の採取等の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業をいう。

(2) 施行区域 土地利用事業を行う土地の区域をいう。

(3) 事業者 土地利用事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。

(4) 工事施行者 土地利用事業に関する工事の請負人をいう。

(5) 公共施設 道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。

(6) 公益的施設 、交通、購買、行政、集会、保安、文化、通信、サービス及び管理の施設をいう。

(適用の除外)

第3条 この告示は、次の各号のいずれかに該当する土地利用事業については、適用しない。

(1) 施行区域の面積が1,000平方メートル（秋田川流域（土地区画整理事業区域、開発許可地等は除く。）は500平方メートル、川井西地区は800平方メートル）に満たない土地利用事業（ただし、静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成4年静岡県告示第965号）第16条第1項に規定する事前協議を必要とする最終処分場の設置又は変更をし

ようとする土地利用事業を除く。)

(2) 施行区域の面積が1,000平方メートル(秋田川流域(土地区画整理事業区域、開発許可地等は除く。))は500平方メートル、川井西地区は800平方メートル)に満たない開発済みの土地に隣接する一団の土地を新たに開発し、施行区域の面積が1,000平方メートル(秋田川流域(土地区画整理事業区域、開発許可地等は除く。))は500平方メートル、川井西地区は800平方メートル)以上となる場合で、既存の土地の開発から3年以上経過し、計画性がないと認められる土地利用事業

(3) 土石の採取区域の面積が1,000平方メートル又は土石の採取量が2,000立方メートルに満たない土地利用事業

(4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業として行う土地利用事業

(5) 平成5年6月1日以前から登記簿地目が宅地で、かつ、現況が宅地の用に供している3,000平方メートルに満たない土地において行う区画形質の変更を伴わない土地利用事業

(6) 農業の用に供する建築物又はこれらに類する造成等の目的で行うもので、周辺に災害、環境等における影響がないと判断される3,000平方メートルに満たない土地において行う土地利用事業

(7) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条の2の規定により協議が成立した土地利用事業

(8) 国、都道府県、市等が行う土地利用事業(第8条の2に規定するものを除く。)

(9) その他市長が公益上必要と認める土地利用事業
(事業者の協力)

第4条 事業者は、土地利用事業の施行に当たって、安全で良好な生活環境が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、県及び市の土地利用計画、総合計画等との整合性を図るほか、県及び市が実施する土地利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、土地利用事業周辺地域の住民その他の利害関係者(以下「住民等」という。)に対して、当該土地利用事業に関する事業計画を十分に周知するとともに、その内容について協議し、理解を得るよう努めなければならない。

(土地利用事業の計画の基準)

第5条 事業者は、土地利用事業に関する計画を策定しようとするときは、袋井市土地利用事業に係る一般基準、個別基準及び技術基準（平成17年袋井市告示第222号。第10条において「基準」という。）及び袋井市が定める関連計画に適合するようにしなければならない。

（事前協議）

第6条 1,000平方メートル以上の一団の土地について、事業者が土地利用事業を施行しようとするときは、第8条の承認の申請に先立って、当該土地利用事業に関する計画について、あらかじめ市長に協議しなければならない。ただし、次に掲げる3,000平方メートル未満の一団の土地については、この限りでない。

（1）自己の業務の用に供する目的で行う倉庫、工場、事務所等の土地利用事業

（2）共同住宅及び自己の居住の用に供する目的で行う土地利用事業

（3）駐車場及び太陽光発電設備等の用に供する目的で行う土地利用事業

2 前項の規定にかかわらず、事業者が希望するとき、又は市長が必要と認めるときは、事前協議を受け、又は事前協議を受けさせることができる。

3 前2項の事前協議を受けようとする事業者は、事前協議申出書（様式第1号）を市長に提出し、土地利用事業事前協議の結果について（様式第2号）により、その結果を受けなければならない。

4 事業者は、第1項又は第2項の事前協議に係わる通知のあった日から2年以内に第8条第1項の承認申請をすることができないときは、経過報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、3,000平方メートル未満の土地利用事業については、1年以内とする。

5 第1項又は第2項の規定により、市長の事前協議を受けた土地利用事業について、当該通知の日から起算して3年を経過した後、第8条の規定による承認を受けようとする事業者は、新たに同項の規定による市長の事前協議を受けなければならない。ただし、3,000平方メートル未満の土地利用事業については、2年とする。

6 前項の期間の計算方法は、事前協議にかかわる通知のあった日の翌日から起算し、起算日に相当する日の属する月の末日をもって満了とする。

7 法令の規定に基づく許可、認可等の手続に要した期間又は事業者の責めに帰すことのできない特別の事情がある場合であって、市長の認める期間については、第4項及び第5項の期間に当該期間を加算することができる。

8 事業者が事前協議を取り下げる場合は、事前協議取下申出書（様式第1号の2）により申し出るものとする。

（環境影響評価等）

第7条 事業者は、実施しようとする土地利用事業が静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）第2条第4項の対象事業に該当するときは、同条例に規定する手続を実施しなければならない。

2 前項に規定する場合において、事業者は、同項の手続を実施するほか、前条第1項の事前協議の際、災害の防止に関する事項その他この告示の目的の達成のために市長が必要と認める事項について調査しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める土地利用事業については、事業者は、次条第1項の承認の申請又は前条第1項の事前協議の際、災害の防止及び環境の保全に関する事項その他この告示の目的の達成のために市長が必要と認める事項について調査しなければならない。

（承認の申請）

第8条 土地利用事業を施行しようとする事業者は、法令に基づく許可、認可等の申請又は届出をする前に、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 事業者は、前項の承認を受けようとするときは、実施計画承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、土地利用事業の実施計画について（承認）（様式第5号）により、その承認を受けなければならない。

（公共事業に係る協議）

第8条の2 第6条及び第8条の規定にかかわらず、国、都道府県、市等が行う事業のうち、次のいずれかに該当する土地利用事業を施行しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（1）都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第21条第3号、第17号、第18号、第19号、第20号、第22号及び第23号に規定する建築物の建築の用に供する目的で行う土地利用事業

（2）前号に規定する事業の完了後、新たに行う事業で、施行区域面積が1,000平方メートル以上となる土地利用事業

（工事完成保証人）

第9条 土地利用事業を施行しようとする事業者は、前条第1項の市長の承認を受けよう

とすることは、当該事業者が施行しようとする土地利用事業に関する工事のうち市長が必要と認める事業について、工事の完了を保証する者（以下「工事完成保証人」という。）を立てなければならない。

（承認の基準及び条件）

第10条 市長は、第8条第1項の承認の申請に係る土地利用事業に関する計画が第5条の基準に適合していると認めるときは、承認するものとする。

2 市長は、この告示の施行のため必要があると認めるときは、第8条第1項の承認に条件を付することができる。

（承認の効力）

第11条 市長は、事業者が第8条第1項の承認に係る土地利用事業に関する工事の着手をしないまま承認の日から2年を経過したときは、その効力を失う。ただし、静岡県土地利用の適正化に関する指導要綱（昭和49年静岡県告示第1209号）に該当する土地利用事業は、この限りでない。

2 前項の期間の計算方法は、第6条第6項及び第7項の規定を準用する。

（地位の承継）

第12条 次に掲げる土地利用事業について、事業者となる地位の承継をしようとするときは、譲り受けようとする者及び譲り渡そうとする者は、あらかじめ地位承継承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、地位の承継の承認について（様式第7号）により、その承認を受けなければならない。ただし、当該事業が都市計画法第29条に基づく許可を受けた事業の場合は、この限りでない。

（1）第6条第1項又は第2項の事前協議を受けた事業

（2）第8条第1項の承認を受けた事業

（3）第8条第2項の申請をした事業

2 前項各号に掲げる土地利用事業の事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた地位を承継する。

3 前項の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、地位承継届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（変更の承認）

第13条 事業者は、土地利用事業の工事完了前において、施行区域の面積又は工事の設計内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第9号（その1）、（その2））

を市長に提出し、土地利用事業の実施計画変更について（承認）（様式第10号）により、その承認を受けなければならない。ただし、当該事業が都市計画法第29条に基づく許可を受けた事業の場合は、この限りでない。

（届出）

第14条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。ただし、当該事業が都市計画法第29条に基づく許可を受けた事業の場合は、この限りでない。

（1）氏名若しくは名称、住所又は法人にあっては、その代表者の氏名を変更したとき
名称（氏名、住所）変更届（様式第11号）

（2）工事施行者を変更したとき 工事施行者変更届（様式第12号）

（3）建築物の建築を施行しようとする場合等で防災工事が完了したとき 防災工事完了届（様式第13号）

（4）工事に着手しようとするとき、若しくはその工事が完了したとき、又は工事を1月以上中止しようとするとき、若しくはその工事を再開しようとするとき 工事着手（完了、中止、再開）届（様式第14号）

（5）計画内容に軽微な変更が生じたとき 軽微変更届（様式第15号）

（6）事業を廃止しようとするとき、又は工事着手前に取下げをしようとするとき 事業廃止届（様式第16号）

（関連公共施設の整備）

第15条 土地利用事業の施行に関して必要となる公共施設は、原則として事業者の負担においてこれを整備しなければならない。

2 前項の規定により整備された公共施設は、原則として当該施設を管理するもの（以下「管理者」という。）に移管するものとし、当該施設の管理及びこれに要する経費の負担については、管理者と事業者が協議により定めるものとする。

（損害等の補償）

第16条 事業者は、当該土地利用事業に起因して与えた損害及び発生する災害については、その補償の責めを負わなければならない。

（協定の締結）

第17条 市長は、この告示に基づく指導を適正に行うため、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、事業者との間に協定を締結するものとする。

- (1) 工事の施工方法又は防災工事の施工を確保するための措置
- (2) 自然環境又は生活環境の保全等
(調査)

第18条 市長は、事業者又は工事施行者に対し、この告示の施行のため必要な限度において、土地利用事業に関する土地その他の物件又は工事の状況を調査することについて、協力を求めることができる。

2 前項の調査は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 第6条第1項の協議の申出、第8条第1項の承認の申請又は第13条の承認の申請があったとき。
- (2) 防災工事施工中又はその工事が完了したとき。
- (3) 防災工事以外の工事施工中又はその工事が完了したとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(報告、指導等)

第19条 市長は、事業者又は工事施行者に対し、その施行する土地利用事業に関し、この告示の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指導若しくは助言をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導又は助言をした場合において、必要があると認めるときは、その指導又は助言を受けた者に対し、その指導又は助言に基づいて講じた措置について報告させるものとする。

3 前項の報告は、是正報告書(様式第17号)によって行うものとする。

(検査済証)

第20条 市長は、土地利用事業に関する工事が当該土地利用の内容に適合していると認めるときは、土地利用事業に関する工事の検査済証(様式第18号)を交付するものとする。

(予定建築物以外の承認)

第21条 事業者は、土地利用承認を受けた土地において、当該承認に係る予定建築物以外の建築物等を建築するときは、あらかじめ予定建築物等以外の建築等の承認申請書(様式第19号)を市長に提出し、土地利用事業区域内における建築等の承認について(様式第20号)により、その承認を受けなければならない。ただし、当該事業が都市計画法第29条に基づく許可を受けた事業の場合又は当該区域内の土地について都市計画法第33条第1項第1号イに規定する用途地域等が定められている場合は、この限りでない。

(改変届)

第22条 事業者は、土地利用事業承認後、検査を受けた土地において、構造的な改変を生じるときは、あらかじめ、改変届（様式第21号）を提出しなければならない。

(標準処理期間)

第23条 次の各号に掲げる事務に係る標準処理期間は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第6条第1項又は第2項の事前協議 70日

(2) 第8条第1項の承認 100日（3,000平方メートル以上で建築物が有る場合、又は10,000平方メートル以上で建築物が無い場合は140日）

(3) 第13条の変更の承認 30日

2 前項の標準処理期間は、第6条第3項、第8条第2項又は第13条の申請書（以下「申請書」という。）を受け付けた日から起算して、当該申請に係る事務処理の結果に関する文書を発送する日までの日数とする。ただし、申請書の不備その他の事由により、当該申請書の内容の照会又は補正に要した日数は、除くものとする。

3 市長は、申請書が所定の様式又は内容を具備していない場合には、当該申請書を受け付けた日の翌日から起算して5日以内にその旨を明らかにして当該申請書を返戻するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成5年袋井市告示第26号）又は浅羽町土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成10年浅羽町告示第34号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年3月9日告示第17号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第60号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第68号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第76号）

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日告示第237号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第37号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第43号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年2月28日告示第16号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定により使用している様式は、改正後の袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定による様式とみなす。

様式第1号(第6条関係)

事前協議申出書

年 月 日

袋井市長

事業者 住 所

氏名又は名称

電話番号 ()

袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づき協議を申し出ます。

事業の目的	
施行区域の所在地	袋井市 番地 ほか 筆
用地の現況 (地域指定区分は、用途地域の用途区分、農振地域、保安林等該当する区分を記入すること。) ア 現況地目及び面積 田 m ² 原野 m ² 畑 m ² 宅地 m ² 山林 m ² その他 m ² 計 m ² イ 用地の取得状況 ウ 用地の取得計画 エ 地域指定区分	
関係権利者、耕作者等の意向	
施設計画 (設置する主要施設の概要及び面積(m ²)を記入すること。) 附帯施設計画 (1) 道路計画 (進入路の接続地点、幹線、支線幅員、延長、規模、構造等を示すこと。)	
(2) 用水計画 (図面上に水源地及び地区内給水系統を示すこと。)	ア 給水対象(推定)人口 イ 1日最大必要量

	ウ 水 源 エ 取水地点 オ 取水量 カ 取水方法 キ 給水方法
(3) 排水計画 〔排水系統を明確にすること。流末処理は、区域外の流末にも配慮すること。〕	ア 自然水の排水量 イ 雑用水の排水量 ウ 流末処理
(4) 防災施設計画	
(5) 公害防止計画 〔防止方法及び防止後の状態について記入すること。〕	ア 騒 音 イ 振 動 ウ 粉じん エ ばい煙 オ ガ ス カ 臭 気 キ 汚 水
(6) 清掃計画 〔し尿及びごみに区分して記入すること。〕	ア し尿処理 (ア) 対象人員及び処理量 (イ) 処理方式 (ウ) 放流先及び流末河川名

	イ ごみ処理(不燃物等を含む。) (ア) 処理量 (イ) 処理方法(可燃物) (不燃物)
(7) 緑化計画 〔面積(m ²)を記入 すること。〕	ア 緑化 イ 公園(小遊園地、広場等を含む。) ウ 道路等法面の植栽 エ その他
(8) 温水計画 〔特に温水を他 の目的に利用 する場合記入 すること。〕	ア 用途 イ 温水量
工 期 予 定	着工予定 年 月 日 竣工予定 年 月 日
資 金 計 画 〔概算事業費を記 入すること。〕	ア 事業費 (単位：千円)
	区 分 事業費 年度 年度 年度 年度
	用 地 費
	工 事 費
	そ の 他
	計
	イ 資金調達計画 (単位：千円)
	区 分 事業費 年度 年度 年度 年度
	自 己 資 金
	借 入 金
	そ の 他
	計

そ の 他 (1) 施設の管理方法	ア 道水路 イ 公園 ウ 調整地 エ その他
(2) 遺跡の有無	有・無

(注)

1 添付書類

(1) 地権者の同意書

(2) 廃棄物処分場の場合は、自治会長及び部農会長の承諾書(正本へ一部のみ添付とする。)

(3) 廃棄物処分場の場合は、住民等に対して行った周知の方法及び内容並びに協議経過、住民等から出された意見、それに対する措置等を記録した書面

(4) 現況写真

(5) 開発区域位置図 50,000分の1以上

(6) 公図写し(地目、地積及び所有者を記入すること。)

(7) 現況図 3,000分の1以上

(8) 土地利用計画図 1,000分の1以上

(9) 造成計画断面図 1,000分の1以上

(10) 水理計算書(放流先河川又は水路の流下能力(断面、勾配等が変化する地点で算定)を示し、河川改修の要否について検討すること。)

(11) その他参考資料

2 上記(5)から(10)までに示す設計図書等には、袋井市開発行為等事務処理要領(平成18年袋井市告示第16号)の別表第1に定める「明示すべき事項」のうち事業者が事前協議を求める事項を表記すること。

3 提出部数 正1部、副必要部数、電子データ

4 申出書に関する連絡先を表紙欄外に記載すること。

5 各書類に頁番号を記載すること。

様式第1号の2(第6条関係)

事前協議取下申出書

年 月 日

袋井市長

事業者 住 所
氏名又は名称
電話番号 ()

袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づき、事前協議の取り下げを申し出ます。

- 1 事業の目的
- 2 施行区域の所在地 袋井市 番地ほか 筆
- 3 事前協議申出年月日 年 月 日

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

袋井市長

土地利用事業事前協議の結果について

このことについて、事前協議の結果、次のとおり通知します。

なお、措置事項の改善又は協議すべき者との協議等が成立した場合には、実施計画承認申請書を提出してください。

- 1 事業名
- 2 施行場所
- 3 施行面積
- 4 措置事項

様式第3号(第6条関係)

経 過 報 告 書

年 月 日

袋井市長

事業者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号 ()

袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づき経過について報告します。

事 業 の 目 的	
施行区域の所在地	袋井市 番地 ほか 筆
施行区域の面積	m ²
経 過	

(注) 経過欄には、法令に基づく許可、認可、届出等の状況を含めて記載すること。

様式第4号(第8条関係)

実施計画承認申請書

年 月 日

袋井市長

事業者 住 所

氏名又は名称

電話番号 ()

袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づき土地利用事業の承認を申請します。

事業の目的	
施行区域の所在地	袋井市 番地 ほか 筆
用地の現況 〔地域指定区分は、用途地域の用途区分、農振地域、保安林等該当する区分を記入すること。〕	ア 現況地目及び面積(登記簿面積) 田 m ² 原野 m ² 畑 m ² 宅地 m ² 山林 m ² その他 m ² 計 m ² 実測 m ² イ 用地の取得状況 ウ 用地の取得計画 エ 地域指定区分
関係権利者又は耕作者等の意向	
施設計画 〔設置する主要施設の概要及び面積(m ²)を記入すること。〕	

<p>附帯施設計画 (1) 道路計画</p> <p>〔進入路の接続地点、幹線、支線幅員、延長、規模、構造等を示すこと。〕</p>	
<p>(2) 用水計画</p> <p>〔図面上に水源地及び地区内給水系統を示すこと。〕</p>	<p>ア 給水対象(推定)人口</p> <p>イ 1日最大必要量</p> <p>ウ 水 源</p> <p>エ 取水地点</p> <p>オ 取水量</p> <p>カ 取水方法</p> <p>キ 給水方法</p>
<p>(3) 排水計画</p> <p>〔排水系統を明確にすること。流末処理は、区域外の流末にも配慮すること。〕</p>	<p>ア 自然水の排水量</p> <p>イ 雑用水の排水量</p> <p>ウ 流末処理</p>
<p>(4) 防災施設計画</p>	
<p>(5) 公害防止計画</p> <p>〔防止方法及び防止後の状態について記入すること。〕</p>	<p>ア 騒 音</p> <p>イ 振 動</p> <p>ウ 粉じん</p> <p>エ ばい煙</p> <p>オ ガ ス</p> <p>カ 臭 気</p>

	キ 汚水 ク 環境に配慮した工事施工方法及び再生資材の活用
(6) 清掃計画 〔し尿及びごみに区分して記入すること。〕	ア し尿処理 (ア) 対象人員及び処理量 (イ) 処理方式 (ウ) 放流先及び流末河川名 イ ごみ処理(不燃物等を含む。) (ア) 処理量 (イ) 処理方法(可燃物) (不燃物)
(7) 緑化計画 〔面積(m ²)を記入すること。〕	ア 緑化 イ 公園(小遊園地、広場等を含む。) ウ 道路等法面の植栽 エ その他
(8) 温水計画 〔特に温水を他の目的に利用する場合記入すること。〕	ア 用途 イ 温水量
工 期 予 定	着工予定 年 月 日 竣工予定 年 月 日
資 金 計 画 〔概算事業費を記入すること。〕	ア 事業費 (単位：千円)
	区 分 事業費 年度 年度 年度 年度
	用 地 費
	工 事 費 (内訳)
	そ の 他
	計
イ 資金調達計画 (単位：千円)	

	区 分	事業費	年度	年度	年度	年度
	自 己 資 金					
	借 入 金					
	そ の 他					
	計					
そ の 他 (1) 施設の管理 方法	ア 道水路 イ 公 園 ウ 調整池 エ その他					
(2) 遺跡の有無	有・無					

(注)

1 添付書類

- (1) 土地利用事前協議の結果通知に対する措置状況を示す書面
- (2) 開発区域内権利者の一覧表及び同意書
- (3) 自治会長及び部農会長の承諾書
- (4) 住民等に対して行った周知の方法及び内容並びに協議経過、住民等から出された意見、それに対する措置等を記録した書面
- (5) 申請者の経歴書、定款、決算諸表及び事業の実績書
- (6) 預金残高証明及び融資又は出資証明書
- (7) 設計図書等
 - ア 開発区域位置図 50,000分の1以上
 - イ 現況図 3,000分の1以上
 - ウ 公図写し
 - エ 開発区域区域図 3,000分の1以上
 - オ 土地利用計画図 1,000分の1以上
 - カ 造成計画平面図 1,000分の1以上
 - キ 造成計画断面図 1,000分の1以上
 - ク 排水計画平面図 600分の1以上
 - ケ 給水計画平面図 600分の1以上
 - コ がけの断面図 50分の1以上
 - サ 擁壁の断面図 50分の1以上
 - シ 求積図 1,000分の1以上 (2ヘクタール以上は3,000分の1以上)
 - ス 防災工事計画平面図 1,000分の1以上 (2ヘクタール以上は3,000分の1以上)
 - セ 防災施設構造図 100分の1以上

- ソ 構造計算書
 - タ 安定計算書
 - チ 水理計算書
 - ツ 土地調査書及び地盤改良計画書
 - テ その他審査上特に必要と認める図書（道路縦断面図、道路横断面図、道路断面構造図、水施設構造図、公園計画平面図等）
- 2 上記(6)に示す設計図書等には、袋井市開発行為等事務処理要領の別表第1に定める「明示すべき事項」を表記すること。
 - 3 提出部数 正1部、副必要部数、電子データ
 - 4 申出書に関する連絡先を表紙欄外に記載すること。
 - 5 各書類に頁番号を記載すること。

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

袋井市長



土地利用事業の実施計画について(承認)

年 月 日付けで申請のあった実施計画承認申請については、袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第8条第2項の規定により、次のとおり承認します。

- 1 事業名
- 2 施行場所
- 3 施行面積
- 4 事業期間
- 5 承認条件
- 6 許認可事項

様式第6号(第12条関係)

地位承継承認申請書

年 月 日

袋井市長

事業者(地位を譲り渡そうとする者)

住 所

氏名又は名称

承継者(地位を譲り受けようとする者)

住 所

氏名又は名称

袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の指定に基づき地位承継の承認を申請します。

承認年月日	年 月 日	第 号
事業の目的		
施行区域の所在地	袋井市	番地 ほか 筆
施行区域の面積	m ²	
申請の理由		
債権及び債務の承継内容		
譲受人の資本金		

(注) 承継者の提出書類

- (1) 市との協定書等
- (2) 住民票又は商業登記簿謄本
- (3) 承認(同意)通知書の写し
- (4) 経歴又は実績書
- (5) 当該事業の資金計画及び管理計画
- (6) 工事保証人

様式第7号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

袋井市長



地位の承継の承認について

年 月 日付けで申請のあった地位の承継については、袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第12条第1項の規定により、次のとおり承認します。

- 1 承認年月日・番号 年 月 日 第 号
- 2 事業名
- 3 施行区域に含まれる地域の名称
- 4 被承継人の住所及び氏名
- 5 承継年月日 年 月 日
- 6 承認に附した条件

様式第8号(第12条関係)

地 位 承 継 届

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号 ()

袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の指定に基づき事業者の地位を承継した
たので届け出ます。

承認年月日	年 月 日	第 号
事業の目的		
施行区域の所在地	袋井市	番地 ほか 筆
施行区域の面積	m ²	
旧事業者の住所		
同上氏名又は名称		
承継の理由		

(注) 承継人の添付書類

- (1) 市との協定書等
- (2) 住民票又は商業登記簿謄本
- (3) 承認(同意)通知書の写し

様式第9号(その1)(第13条関係)

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

袋井市長

事業者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号 ()

袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づき変更の承認を申請します。

承認年月日	年 月 日	第 号
事業の目的		
施行区域の所在地	袋井市	番地 ほか 筆
事業の内容及び面積	当初計画	面積 (m ²)
	変更後	面積 (m ²)
変更の理由		
工事の設計内容	別添のとおり	

(注) 添付書類 変更に係る部分の平面図は、新旧の計画を各一部提出すること。

様式第9号(その2)(第13条関係)

事業計画の変更対照表

土地利用計画

区分		地目別						計
		田	畑	山林	原野	宅地	その他	
当初計画	面積	m ²						
	比率	%	%	%	%	%	%	%
変更後	面積							
	比率							
差	面積							

工事概要

工事内容	当初計画	変更後	変更内容	備考

様式第10号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

袋井市長



土地利用事業の実施計画変更について(承認)

年 月 日付で申請のあった変更承認申請については、袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱第13条の規定により、次のとおり承認します。

- 1 事業名
- 2 施行場所
- 3 変更内容
- 4 承認条件
- 5 許認可事項

様式第11号(第14条関係)

名称(氏名、住所)変更届

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号 ()

袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づき名称(氏名、住所)を変更しましたので届け出ます。

承認年月日	年 月 日	第 号
事業の目的		
施行区域の所在地	袋井市	番地 ほか 筆
施行区域の面積	m ²	
氏名又は名称	変更前	
	変更後	
住所	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

(注) 添付書類

- (1) 法人の商号変更の場合は、商業登記簿謄本
- (2) 住所の変更の場合は、住民票又は商業登記簿謄本

様式第12号(第14条関係)

工 事 施 行 者 変 更 届

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号 ()

袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づき工事施行者の変更について届け出ます。

承認年月日	年 月 日	第 号	
事業の目的			
施行区域の所在地	袋井市	番地 ほか 筆	
施行区域の面積	m ²		
変更年月日	年 月 日		
工事施行者	変更前	住 所	
		氏名又は名称	
		連絡場所	(電話番号)
	変更後	住 所	
		氏名又は名称	
		連絡場所	(電話番号)
変更の理由			

(注) 添付書類 工事施行者の業務経歴書

様式第13号(第14条関係)

防 災 工 事 完 了 届

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号 ()

袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づき防災工事に完了するので届け出ます。

承 認 年 月 日	年 月 日	第 号
事 業 の 目 的		
施 行 区 域 の 所 在 地	袋井市	番地 ほか 筆
施 行 区 域 の 面 積	m ²	
防 災 工 事 の 完 了 年 月 日	年 月 日 完了	
沈砂池、調整池の基数		
そ の 他 防 災 施 設		
工 事 施 行 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 場 所	(電話番号)
現 場 管 理 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 場 所	(電話番号)

(注) 添付書類

- (1) 造成計画平面図及び防災施設構造図
- (2) 土地利用対策委員会決定事項及び許認可事項(表)の写し
- (3) 土地利用対策委員会決定事項に対する措置(表)及び許認可事項一覧表
- (4) 防災上の維持管理計画書(維持管理者名を明記すること。)
- (5) 調整池、沈砂池等を確認測量した容量についての図書
- (6) 工事完成写真
- (7) 位置図

様式第14号(第14条関係)

工事着手(完了、中止、再開)届

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号 ()

袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づき工事に着手(完了、中止、再開)するので届け出ます。

承認年月日	年 月 日	第 号
事業の目的		
施行区域の所在地	袋井市	番地 ほか 筆
施行区域の面積	m ²	
工事の着手(完了、中止、再開)(予定)年月日	年 月 日 着手 年 月 日 完了(予定) (中止の場合は、中止期間明示すること。)	
工事施行者	氏 名	
	住 所	
	連絡場所	(電話番号)
現場管理者	氏 名	
	住 所	
	連絡場所	(電話番号)

(注) 添付書類

(1) 着手届

ア 工事に関する工程表(防災工事と併行する場合は、防災工事に関する工程表を含む。)

イ 法令に基づく許認可等の写し

ウ 造成計画平面図

- エ 位置図
- オ 緊急連絡網
- (2) 完了届
 - ア 造成計画平面図及び防災施設構造図
 - イ 土地利用対策委員会決定事項及び許認可事項(表)の写し
 - ウ 土地利用対策委員会決定事項に対する措置一覧表及び許認可事項一覧表
 - エ 工事完成写真
 - オ 位置図
- (3) 中止届
 - ア 中止理由書(再開予定年月日を明記すること。)
 - イ 造成計画平面図及び防災施設構造図
 - ウ 中止しようとする時点における土地の現況図及び現況写真
 - エ 位置図
- (4) 再開届
 - ア 工事に関する工程表
 - イ 法令に基づく許認可等の写し
 - ウ 工事施行者の業務経歴書
 - エ 造成計画平面図
 - オ 位置図

様式第15号(第14条関係)

軽 微 変 更 届

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所
氏名又は名称
電 話 番 号

次の内容について、変更が生じたので届出書を提出いたします。

承認年月日	年 月 日	第 号
事業の目的		
施行区域の所在地	袋井市	番地 ほか 筆
施行区域の面積	m ²	
変更の理由		
変更箇所	当初計画	変更後

(注) 添付書類 変更に係る資料は、新旧の計画を各1部提出すること。

様式第16号(第14条関係)

事 業 廃 止 届

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所
氏名又は名称
電 話 番 号

袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づき事業を廃止したいので届け出ます。

承認年月日	年 月 日	第 号
事業の目的		
事業廃止区域の所在地	袋井市	番地 ほか 筆
事業廃止区域の面積	m ²	
事業廃止予定年月日		
廃止の理由		
廃止後の措置		

(注) 添付書類

- 1 事業の廃止にかかわる既着手区域を明示した図書
- 2 廃止しようとする時点における土地の現況図及び現況写真
- 3 事業の廃止に伴う従前の公共施設の回復計画書
- 4 事業の廃止に伴う防災工事計画書

様式第17号(第19条関係)

是 正 報 告 書

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所
氏名又は名称
電 話 番 号

年 月 日の現地調査において指示された点について、次のとおり是正したので報告します。

事 業 の 目 的	
施 行 区 域 の 所 在 地	袋井市 番地 ほか 筆
施 行 区 域 の 面 積	m ²
承 認 年 月 日	年 月 日 第 号
指 示 事 項	是 正 事 項

様式第18号(第20条関係)

第 号
年 月 日

様

袋井市長



袋井市土地利用事業に関する工事の検査済証

次の土地利用に関する工事は、 年 月 日検査の結果、袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定に適合していることを証します。

- 1 承認年月日・番号 年 月 日 第 号
- 2 土地利用区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 承認を受けた者の住所及び氏名

様式第19号(第21条関係)

(表面)

予定建築物等以外の建築等の承認申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

[法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職氏名]

袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定により、予定建築物等以外の建築等の承認を申請します。

土地 利 用 承 認 年 月 日	年 月 日 第 号
施工区域の所在地、面積等	
予 定 建 築 物 等 の 用 途 (用途、規模、棟数)	
予定建築物等以外の建築物 等の用途又は用途変更しよ うとする建築物等の用途	
申 請 の 理 由	

(裏面)

(注)添付書類

- 1 地権者の同意書
- 2 自治会長の承諾書
- 3 住民等に対して行った周知の方法及び内容並びに協議経過、住民等から出された意見、それに対する措置等を記録した書面
- 4 土地利用対策委員会決定事項及び許認可事項（表）の写し
- 5 現況写真
- 6 開発区域位置図 50,000分の1以上
- 7 公図写し（地目、地積及び所有者を記入してください。）
- 8 現況図 3,000分の1以上
- 9 土地利用計画図 1,000分の1以上
- 10 造成計画断面図 1,000分の1以上
- 11 防災工事計画平面図 1,000分の1以上
- 12 防災施設構造図 100分の1以上
- 13 建築物等の位置図及び配置図 500分の1以上
- 14 建築物等の平面図及び立面図 250分の1以上
- 15 建築物等の用途、規模、構造（建築面積、延べ面積及び階数）及び棟数を示す書面
- 16 その他審査上特に必要と認める図書

様式第20号(第21条関係)

第 号
年 月 日

様

袋井市長



土地利用事業区域内における建築等の承認について

年 月 日付で申請のあった予定建築物等以外の建築物等許可申請について、次のとおり承認します。

- 1 承認年月日・番号 年 月 日 第 号
- 2 建築等をしようとする場所
- 3 建築物等用途、規模、構造、棟数
- 4 承認の条件

様式第21号(第22条関係)

改 変 届

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所
氏名又は名称
電 話 番 号

袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づき承認及び検査を受けた次の事業について、次のとおり変更しますので届け出ます。

承認年月日	
検査済証年月日	
施行区域の所在	
変更の理由	
変更の内容	

(注)添付書類

変更部分の図面、関係書類等を新旧の各一部を提出してください。